

被保険者のみなさまへ

佐藤工業健康保険組合

人間ドック等の補助要件が変わります —— 受診は毎年1月31日まで

平素は当組合の事業運営に対し、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

健保組合の会計処理は公法人として役所に準ずるため、現金主義に基づく単式簿記であり、翌年度への費用繰延が制度上できず、平成23年度より保健事業について4月末日を精算期限としましたが、今般下記の理由により、当組合の補助対象となる健康診断及び人間ドックについて受診期間に制限を設け、この期間内に受診をしていただくように運用を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

①補助要件の変更内容

	改正後	従来
健康診断・人間ドック受診期間	4月から翌1月末日まで	4月から翌3月末日まで
補助金請求書の提出期限	年度内の2月末日まで	翌年度の4月末日まで

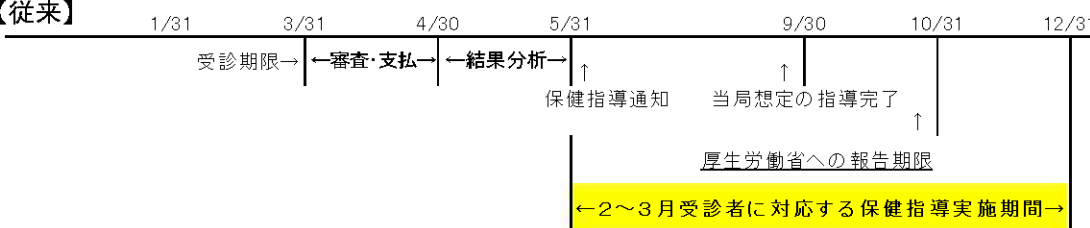
②今回の変更理由

- 1) 4月末日を精算期限とさせていただいたところ、ドック機関(契約外)側の事務手続き上の理由から当組合の申請期限に間に合わない事例が2件発生し、補助金の支給ができなかったこと。
- 2) 現状の運用では、毎年3月に全体の2割程度が駆け込みで受診する事態が続いており、昨年度の実績では2～3月の受診者が年間補助数の39%を占め、労働安全衛生法に基づく事業主としての従業員に対する健康管理状況としては、著しく正常さを欠くものと評価せざるを得ないこと。
- 3) 厚生労働省の重点施策である特定保健指導は、当年度の健診結果に基づいて翌年度の9月末迄に完了すべきところ、2～3月の健診実施者についてはこの期限に間に合わず、これら指導に係る費用総額の実に3割弱が、現状のままの運用では事実上の「捨て金」となっていること。
- 4) 保健指導の実施率は、当組合に交付される補助金や実施目標を下回った場合の罰則(課徴金)にも直接影響するため、被保険者が負担している保険料の値上げに繋がりがかねないこと。

今回、健康診断及び人間ドックの受診期間に制限を設けることにより、これらの問題も解決を図ることが可能となり、お預かりしている保険料の効率的運用と財政負担の軽減にも寄与できるものと考えております。

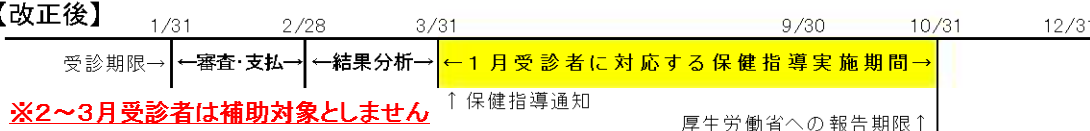
被保険者の皆様には、これら運用方法変更に伴ってご面倒をおかけすることとなりますが、当組合の事情をご賢察賜ると共に、早期受診の励行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【従来】



●問題点 2～3月受診者に対応する保健指導が、厚生局への報告期限(10/末)に間に合わない。

【改正後】



※2～3月受診者は補助対象としません

Q. 従来は特に制限がなかったため、今回の措置は唐突な印象を受けますがなぜですか。

A. 従来も当年度分の費用を翌年度に繰り延べることは違法な状態でしたが、被保険者と事業所の利便性を考慮し黙認しておりました。しかし平成23年10月に厚生局の实地監査を受け、年度内の収支が対応していないことについて指摘を受け、厳密に会計処理を行うよう運用の是正を迫られたためです。

Q. 健保組合は親会社と同じような会計処理をすべきではないのですか。

A. 健保組合は設立事業所の子会社ではなく、厚生労働省より設立認可を受けた公法人であるため、すべての手続きが役所に準じます。厚生局の窓口業務を代行する独立法人のようなものです。公法人会計は現金主義に基づく単式簿記であるため、「現金出納帳ですべての会計処理をする」ようにお考え下さい。複式簿記のように決算日時点で全ての収支を確定させることができないため、翌4月の一ヶ月間を特別に出納整理期間と定め、当年度の費用をこの期間内にすべて処理することになっております。

Q. 今回の運用変更において、人間ドック以外は制限の対象とならないのですか。

A. 皆様よりお預かりしている保険料は、主に医療の給付(7割相当分)と高齢者医療制度への各種拠出金の他に、独自事業としての保健事業について使用することができるように組合規約にて定められております。保健事業には人間ドック補助の他、常備薬配布や特定保健指導、レッツウオーキングの推進などが含まれます。このうち医療給付については法令によりその運用が特別に定められておりますので、療養費や出産一時金などは年度を超えて処理をすることが可能ですが、その他の費用については、年度内の収支を対応させる理由から、年度内の支払をするように当局より指導を受けております。

Q. 2～3月に健康診断の駆け込み受診が多いことは、異常なことなのですか。

A. 特定健診や特定保健指導など、厚生労働省の施策の前提として、事業主健診(法定健診)は概ね4月から9月頃までには事業主の責任において全て完了することが、暗黙の了解とされております。このため多くの企業では健保組合の補助制度とは無関係に事業主健診を一齐に実施しており、これら事業主健診データを健保組合が受領して、特定保健指導などへの展開を図るように制度設計されております。当局も健診諸データの報告期限を翌年度の10月末と定めており、一般的に事業主健診はこのような位置づけのものと捉えられております。また他健保のドック事業は、その多くが被保険者の任意で行われています。しかしながら当健保のドック事業は事業主健診を一部補完する目的で運用されているため、健診の時期にバラツキが多く、年度末の駆け込み受診が発生し、他の多くの企業とは異なり年度末にしか従業員の健康状態を把握できないことから、正常とは考えにくい状態です。

Q. 「捨て金」といいますが、どのくらいの費用になりますか。

A. 平成23年度の実績(速報値)ですと、概ね100万円弱が当局への報告データに反映できない費用です。

Q. 特定保健指導は必ずしなければならないものなのですか。

A. 高齢者の医療の確保に関する法律では、該当者に対する特定保健指導の実施義務が健保組合に課されており、実施目標が定められています。この目標に対して実施率が未達となりますと、高齢者医療制度に対する現在の納付金算定においてペナルティが課される予定となっております。当健保としては罰則金の回避はもちろん、疾病予防の観点から、他健保に比較し特定保健指導を積極的に推進しております。

Q. 妻の加入している健保組合では受診期間には特に制限がないが、なぜ当健保は制限するのですか。

A. 通常、特定保健指導への対応は、企業が実施する事業主健診の結果に基づき行われるケースが多く、他の健保では人間ドック事業を特定保健指導と切り離して取り扱うことが可能です。従って年度末ギリギリの受診であっても対応ができます。しかし当健保はこうした状況にありませんので、人間ドック事業が特定保健指導実施上の制約を受け、かつ会計処理上の問題が残りますため、今回お願いしている受診期間についての制限が必要となった次第です。

Q. 今後もこの制限は継続するのですか。

A. 当健保としては、被保険者の利便性の向上を第一に対応していきます。当面は特定保健指導のシステムや会計処理方法への対応として制限を設けさせていただきますが、将来的には緩和や撤廃に向けて随時見直していきます。